

返還金に係る事務処理要領

平成 9 年 4 月 1 日制定

1 目的

この要領は、防府市固定資産税等返還金交付要綱(以下「要綱」という。)第 9 条の規定により、要綱の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

2 返還対象者

要綱第 2 条の返還対象者は、課税誤りのある固定資産税等を納付した納税者又はその相続人とする。

この場合において、次の各号に該当するときは、当該各号に掲げる書面により代表者として届け出た者とする。

- (1) 相続人が複数ある場合 相続人代表者指定届(様式第 1 号)
- (2) 対象資産が共有である場合 共有固定資産代表者指定届(様式第 2 号)

3 返還金交付事務の書類等

返還金交付事務の関係書類として、要綱第 2 条に定める指定届(様式第 1 号～ 2 号)の外に返還金受付簿(様式第 3 号)、返還金計算書兼支出決定伺書(様式第 4 号)、返還金請求書兼領収書(様式第 5 号)、返還金交付通知書(様式第 6 号)、返還金口座振込済通知書(様式第 7 号)及び、返還金交付台帳(様式第 8 号)を備えるものとする。

4 返還金の算出

返還金は、次に定めるところにより算出する。

- (1) 還付不能金は、課税すべき当該年度の法の規定を準用し、固定資産課税台帳に登録されている課税標準額により算出した税額から正しく修正されるべき課税標準額により算出した税額を差し引いた額とする。

この場合、差し引きされた課税標準額に千円未満の端数があるとき又はその全額が千円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。また、税額に百円(昭和 6 2 年以前は十円)未満の端数があるとき又はその全額が百円(昭和 6 2 年以前は十円)未満

であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

(2) 利息相当額は、次の計算式により算出する。

還付不能金 × 延日数 / 365 × 法定利率 = 利息相当額

この場合、利息相当額に百円未満の端数があるとき又はその全額が百円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

(3) 要綱第3条第3号の「返還金交付の決定をした日」とは、返還金計算書兼支出決定伺書(様式第4号)の決裁日をいう。

5 返還金の通知

返還金の交付を決定したときは、様式第6号による返還金支払通知書により返還対象者に通知する。

6 収納状況の確認

還付不能金の対象となった固定資産税等に係る納付状況について、保存されている収納簿等により滞納がないことを確認したときは、固定資産税等が納付されているものとみなす。

7 支出費目

返還金の支出費目は次のとおりとする。

(款) 総務費 (項) 徴税費 (目) 賦課徴税費 (節) 償還金利子及び割引料

8 充当の禁止

返還対象者に市税に係る未納の徴収金があっても、原則として返還金を当該未納の徴収金に充当しない。ただし、納税指導を妨げるものではない。

9 返還金に係る書類の保管等

(1) 返還金交付事務の関係書類は、永年保存するものとする。

(2) 該当年度名寄索引簿住所氏名欄に赤字で年月日(決裁日)返還金での処理有・受付番号〇〇と記入する。

10 施行期日等

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。